

情報通信行政・郵政行政審議会
郵政行政分科会（第77回）議事録

第1 開催日時及び場所

令和4年2月25日（金）14：00～14：35

Web審議による開催.

第2 出席した委員（敬称略）

佐々木 百合（分科会長）、島村 博之（分科会長代理）、実積 寿也、
巽 智彦、谷川 史郎、藤沢 久美、三浦 佳子

（以上7名）

第3 出席した関係職員等

今川郵政行政部長、寺村信書便事業課長、櫻井信書便事業課課長補佐
事務局：福田情報流通行政局総務課課長補佐

第4 議題

諮問事項

特定信書便事業の許可及び信書便管理規程の設定の認可

【諮問第1223・1224号】

開 会

○佐々木分科会長 ただいまから情報通信行政・郵政行政審議会郵政行政分科会第77回を開催いたします。

本日は、Web審議を開催しており、まだ1名お入りになっていないかと思いますが、委員全員が御参加の予定でございます。既に定足数は満たしております。

Web審議となりますので、皆様、御発言の際はマイク及びカメラをオンにし、名のってから御発言をお願いいたします。

また、本日の会議は、情報通信行政・郵政行政審議会議事規則の規定により、諮問事項でございます「特定信書便事業の許可及び信書便管理規程の設定の認可」については非公開にて行いたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○佐々木分科会長 それでは、本日の議題の審議は非公開とさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

では、お手元の議事に従いまして、議事を進めてまいります。

本日の議題は、諮問事項2件でございます。諮問第1223号及び第1224号「特定信書便事業の許可及び信書便管理規程の設定の認可」について、総務省から説明をお願いいたします。

○寺村信書便事業課長 信書便事業課長の寺村でございます。本日はよろしくお願いいたします。今回は、民間事業者による信書の送達に関する法律、いわゆる信書便法に基づく特定信書便への新規参入を希望する7者に対する関連の諮問案件が2件でありまして、諮問第1223号「特定信書便事業の許可」、それから第1224号「信書便管理規程の設定の認可」について御説明させていただき、これらの許認可の可否について御審議いただきたいと考えております。

なお、新規参入に当たっては、諮問すべき事項として今申し上げた2件の許認可に加えまして、本来は約款の認可も諮問事項に該当いたしますが、信書便法では、総務省が定める標準約款に基づき役務を提供したい場合には認可を不要としておりまして、今回申請してきた7者は、全て標準約款を適用しておりますので、約款認可についての諮問はございません。

それでは、各諮問事項について御説明させていただきます。まずは、諮問第1223号「特定信書便事業の許可」について、資料77-1を御覧ください。

まず、1ページです。これが諮問書になります。本件は、繰り返しになりますが、特定信書便事業への新規参入希望者が7者ございまして、その事業の許可申請について審査した結果、いずれも信書便法に掲げる基準に適合しておりますので、許可することといたしたく諮問させていただくものでございます。

それでは、まず簡単に概要を説明させていただきたいと思っております。

次のページである別紙1について説明させていただきます。また、3ページ、4ページに今回の申請者7者の一覧と、そのサービス提供の概要をまとめてございます。

今回の申請者について読み上げさせていただきますが、まず1番の有限会社ティー・トレジャー、2番の株式会社ADL、3番の日信サービス株式会社、4番の清栄運輸株

式会社、5番の浪速通運株式会社、6番の株式会社熊日物流、そして7番の光文堂ロジスティクス株式会社となっております。

この表の申請者名の右に資本金がございまして、更にその右に、7者がそれぞれ主たる事業として行っているものについて記載させていただいております。これを見ていただきますと、7者のうち6者が貨物運送業を主たる事業としておりまして、それ以外に3番の日信サービスが、ガソリンスタンドを主たる事業にしていますけれども、こちらでも貨物運送業を既に営んでいる事業者でございます。

さらに、この表の右側半分、こちらが今回、各社が予定している提供サービス、それから提供区域の概要でございます。まず、前提ですけれども、特定信書便事業が提供できる役務としまして、信書便法第2条第7項、こちらに第1号から第3号まで具体的に役務を定めてございます。まず第1号につきましては、長さ、幅、厚さ、これらの合計が73センチを超える、あるいは重さが4キロを超える信書便物を送達する役務、それから今回申請はありませんが、第2号役務、こちらは信書便物を引き受けてから3時間以内に配達する役務、それから第3号役務としまして、引受料金が800円を下回らない高付加価値の信書便物、これを送達する役務と御理解いただければと思います。

この表に記載していますとおり、提供サービスとして各申請者が提供を予定している役務につきましては、各号ごとに丸印をつけてございます。これを見ていただくと、今回の新規で申請してきた7者全てが第1号役務を提供する予定となっております、これに加えて第3号役務を提供しようとしている申請者が、1番のティー・トレジャー、それから4番の清栄運輸、それから7番の光文堂ロジスティクスの3者ございます。

申請受理者の事業概要は以上ですけれども、御審議いただくにあたり重要となるポイントがございますので、引き続き説明させていただきます。

まず、信書便法ですけれども、こちらに許可条件が3つございます。これは信書便法第31条に定めてありますが、そのうちのまず1点目としては、信書便物の秘密を保護するために適切なものであることがポイントとなっております。この判断要素として、信書便物の引受、配達方法を役務ごとに適正に定めることが重要となっております。

そこで、役務ごとにまとめた表が5ページになっております。それぞれ提供しようとしている役務について、どこで引き受けるのか、そしてどのように配達するのかをこちらに表としてまとめているものです。これらの方法が、各者申請の際に併せて提出を求められている事業計画がございまして、そちらに明確に記載されていることになっております。

さらに、参考ですが、6ページがこの表分けに使っている提供サービスの形態の概要ですけれども、こちらについては、毎回のご審議で同じものをつけさせていただいているものであり、参考として説明は割愛させていただきます。

続きまして、2点目の許可条件、具体的には、事業の遂行上適切な計画を有しているかどうかを見る必要がございます。この中で特に重要な視点としては、事業収支見積りでございます。申請にあたっては事業収支見積書を開業当初の事業年度、それから翌事業年度の2年分を提出していただくことになっております。その算出が適正かつ明確であることが審査基準の1つとなっております。

それでは、まず7ページを見ていただきたいと思います。こちらを見ていただくと、

まず、収支見積の中でも収入の部になっております。こちらの表の右端が年間の見込収入となっておりまして、これは各事業者において今後取引を行う、あるいは利用してもらった顧客に対するヒアリングなどを行いまして、利用の見込通数、あるいは予定している契約額、サービス単価、こういったものを考慮して算出したものでございます。この事業見込収入を踏まえて、次に8ページにお移りいただきたいと思っております。

申し上げたとおり、事業収支見積は事業開始年度と翌年度の2事業年度提出いただくことになっております。一番左に申請者名がありますけれども、その横に「年度」とありまして、それぞれ2年度分ずつ出していただいております。その横が先ほどの信書便事業収入の再掲になります。再掲といいましても、翌年度部分が1年間すべてになりますので、こちらが先ほどの収支の見積の記載額と同額となっております。

さらにその右、こちらが信書便事業の支出の欄となっております。これは申請者が項目ごとに積み上げた額、あるいは貨物運送事業、こういった事業も行っているの、事業と収入費等の案分によって算出したものがございます。事業収入から事業支出を引いた信書便事業としての営業利益、これは表の右から2列目になります。これを見ていただくと、全者とも初年度、翌年度ともに信書便事業単独で黒字になる推計になってございます。そのために事業収支は特段問題ないと考えておりまして、我々としても妥当なもの判断させていただきたいと思っております。

続きまして、許可条件の3つ目につきましては、事業を適確に遂行するに足る能力を有する者であるかを見る必要がございます。特に重要な視点として、資金計画を見ることになっておりまして、その要素として9ページに純資産の額、それから信書便事業の開始に要する資金、こういったものをまとめてございます。これを見ていただくと、事業開始に要する資金、これは具体的に何かといいますと、人件費のまず2か月分、それから駐車場など賃借料の1年分、こういったものを合計した金額になっておりまして、実際に我々としてはそれを見させていただいた結果、直近の決算年度においても、各社とも債務超過の状況もなく、さらに純資産もプラスになっております。ですので、事業を始めるにあたって必要な資金については、各社とも全額自己資金による調達が可能となっております。持続可能な事業ができるのではないかと考えております。

簡単ではございますが、以上が概要となっております。これを踏まえまして、総務省としての審査結果をまとめたのが次のページの別紙2になっております。10ページ、11ページにまたがっておりますが、まず、3つ大きな項番がございます。こちらが信書便事業法第31条の各号に定める特定信書便事業の許可の基準となっております。これに基づいて審査を行っているものでございます。

まず、項番1のその事業の計画が信書便物の秘密を保護するため適切なものであることとなっておりますが、こちらにつきましては、審査基準として、信書便物の秘密を保護するために引受、配達、それからその方法が明確に記載されておりまして、さらに信書便管理規程の遵守義務のある者が直接引き受ける、あるいは配達すること、こういったことを適切に行うこととしているかどうかを審査するものでございます。これにつきましては、先ほど申し上げたとおり、全ての申請者が事業計画、管理規程、こういったものに引受、配達の方法を明確・適切に定めており、それから信書便管理規程の遵守義務のある者が取り扱うことが確認されております。ということで、我々としてもこれは

全て適当であると審査させていただいております。

続きまして、項番2、事業収支見積、こちらにつきましても、先ほど申し上げましたとおり、対象年度は2年間を対象としまして、算出方法については、これも先ほど御説明させていただきましたが、適正かつ明確に算出されていると判断させていただいております。

2つ目のマスにあります役務内容が法に適合しているかどうかですが、これもまた繰り返しになりますけれども、事業計画において、第1号役務については取扱いサイズが73センチを超えるもの、あるいは4キロを超えるもの、それから3号役務については800円を超えるサービス料金となっているものと確認されております。ということで、法の規定に適合していることをそれぞれ事業計画で確認しておりますので、事業遂行上適切な計画を有していると考えております。

続きまして、11ページに参ります。こちらは項番3、その事業を適確に遂行するに足る能力を有する者であること。こちらについては、これも要件が2つございます。1つ目は資金。これは先ほど説明いたしました、特に問題はないと考えております。

続きまして、2つ目の行政庁の許可とあります。こちらはいずれの申請者も貨物運送も営んでいるとのことございまして、国交省の貨物運送事業法上に必要となる許可を既に取得している状況でございます。具体的に言うと、一般貨物自動車運送事業の場合は許可が必要であり、貨物軽自動車運送事業については届出が必要です。これらも既に手続が済んでいることを確認しております。

以上を踏まえまして、項番3についても、許可申請をした7者は事業を適切に遂行する能力を有していると考えております。

それから4つ目、こちらは信書便法第31条ではありませんが、信書便法第8条で欠格事由を定めております。これについても全者該当しないことを確認してございます。

欠格事由については、例えば1年以上の懲役または禁錮の刑に処せられて、その執行が終わり2年を経過していない者であるとか、あるいは信書便事業の許可の取消しを受けて、その取消しの日から2年を経過していない者、そういった者が役員にいないことが挙げられていますが、こういった欠格事由に該当しておりません。

以上をまとめまして、各社とも信書便法に掲げる評価基準に適合していると認められることから、全7者に対して許可することにいたしたいと考えております。

以上が諮問第1223号の内容でございます。

続きまして、諮問第1224号「信書便管理規程の設定の認可」について、引き続き御説明させていただきたいと思っております。資料77-2になります。

こちらは、信書便法第34条で準用する第22条第1項の規定に、特定信書便事業者は、信書便物の秘密を保護するために信書便の業務の管理に関する事項について信書便管理規程を定め、これを総務大臣の認可を受けなければならないとされているものでございます。

1ページが諮問書になります。今回、認可申請者7者について、信書便管理規程の総務大臣の認可が必要であり、審査をした結果、認可をすることが適当と認められるために御審議いただくというものでございます。

概要でございます。2ページから3ページにかけて別紙1がございまして、こちら

は、信書便法施行規則第31条第2項に管理規程に記載すべき事項が定められておりまして、それがここにあります項目5つを列挙したものでございます。すなわち、信書便の取扱いについての責任者であります信書便管理者の選任であるとかその職務、それから信書便物の秘密の保護に配慮した作業方法、それから事故発生時の措置、教育訓練、こういったものについて内容を定めているところでございます。

ちなみに、この信書便管理規程につきましては、総務省においてあらかじめ記載例をつくって公表しております。今回の申請者の申請内容を確認したところ、全者、これに沿って過不足なく同じように設定していることが確認されております。資料には、管理規程の記載内容について色々書いてありますけれども、総務省の定める記載例と同様の設定と言うことで、審査結果を記した別紙2に飛ばさせていただきたいと思っております。

今言いましたとおり、信書便管理規程は総務省が公表している管理規程にそのまま沿って規定しているというものですので、ここに要件として書いてあることは全てを満たしていることが確認されております。ということで、我々としても全者について認可することが適切と考えております。

以上が諮問事項になります。最後に参考1、2をつけております。これは信書便事業の参入状況をまとめたものでございます。

まず、参考1ですけれども、今回御審議いただいて、もし事業許可が認められた場合を前提に参入状況をまとめたものでございます。また、参考2は、本社の所在地の都道府県別の事業者の一覧となっております。参考1の冒頭、一番上のところに、もし今回の御審議の結果、許可することが適切との答申をいただくことができましたなら、全部で589者の特定信書便事業者がいることとなります。その中に括弧書きで7とありますが、これが今回の許可申請があった事業者の内数となっております。

説明は以上でございます。それでは、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○佐々木分科会長 ありがとうございます。ただいまの説明について、御意見、御質問がございましたら、チャット機能のほうでお申出ください。

異委員、お願いいたします。

○異委員 異でございます。どうもありがとうございました。今回は、約款を自前でつくる業者もなく、管理規程もモデル規程どおりということですので、内容に関しては異議はございません。

1点、質問というか確認ですけれども、配付いただいた資料の3枚目で、2社目の株式会社ADLについては、事業開始予定日が3月1日となっております。要するに来週の火曜日から事業をやることだと思うのですけれども、本日答申を出して、認可は当然3月1日に間に合う前提なのだと思うのですけれども、そのスケジュールが大丈夫かどうか確認させていただければと思います。よろしく申し上げます。

○寺村信書便事業課長 それでは、回答させていただきます。おっしゃるとおり、ほかの事業者はすべて4月1日と来年度からなのですが、ADLにつきましては3月1日からとなっております。本日答申をいただいたら、本日中に許可状、それから認可通知書を発行することになっておりまして、3月1日から事業を始めることについては何ら問題はございません。

○異委員 ありがとうございます。それでしたら全く異議ございません。ありがとうご

ざいます。

○佐々木分科会長 ありがとうございます。

巽先生、よろしいですね。ありがとうございます。

それでは、谷川委員、お願いいたします。

○谷川委員 東京藝大の谷川です。前回もお聞きすればよかったのですが、この信書便事業の全体像を一回お聞きできればと思いました。新規参入が徐々に増えているわけですが、競争が起こっているマーケットなのでしょうか。それとも、もともと何か付帯のサービスをやるのに信書を扱う許可が必要なので申請している業者がほとんどで、すごくクローズドなマーケットというか、お客様に対してサービスしているような世界なのでしょうか。全体像がもし分かれば教えていただきたいなと思います。

それからもう一個は、適確性の審査は当然されていると思うのですが、毎年何か検査されるものなのでしょうか。また、検査で資格を失ってしまった場合に、信書便を扱う資格を失効してしまう手続はどのような仕組みで運営されているものなのか、その3点を教えていただければと思います。

○寺村信書便事業課長 ありがとうございます。それでは、最初に全体像から御説明させていただきます。

まず、信書便事業制度ができたのが平成15年になります。これは総務省から日本郵政公社ができたタイミングと捉えていただければと思うのですが、信書を扱う分野に競争原理を導入することを目指し、日本郵政公社以外の事業者でも信書を配達することができるような制度をつくったのがもともとの背景でございます。

信書便事業としては2種類ございまして、1つは、日本郵便株式会社と同様の手紙等を配達する一般信書便事業者、あともう一つは、先ほどからご審議いただいている特定信書便事業者で、付加価値をつけたサービスで3つの役務について提供するもので分けております。

先ほどの参考の1でも分かるのですが、一般信書便事業者の参入は今、ゼロとなっております。一般信書便事業者は競争原理を導入することで、日本郵便株式会社と同様の条件でサービスを提供することが前提となっております、日本全国にユニバーサルサービスの義務を負うであるとか、あるいは全国にポストを置かなければいけないとか、そういった制約がございまして、それで今まで参入がない状況でございます。

一方で、特定信書便事業者、これは具体的に、例えば第1号役務はどんな事業者がいるかは、今回の申請の中にもありますけれども、例えば市町村合併でもともといろいろな細かかった市町村が合併し1つに広がったところに対して、市役所だけではなくて、例えば広がった広域の昔の町役場みたいな支所とかといろいろな信書のやり取りをするときに、市役所などから外部委託を受けて信書を配達するといったような、あるいは例えばグループ会社みたいなところがあって、そのグループ内で信書をやり取りするといったところを請け負って配達するような事業者が、大体第1号事業者としては多いです。

第2号事業者、これは引き受けてから3時間以内に配達しなければいけない。分かりやすい例から言うと、バイク便です。バイク便はまさに引き受けてすぐに運んでもらいたい。これは3時間以内に配達することが求められております。

第3号事業者、これは幾つかタイプがあるのですけれども、分かりやすい例で言うと、結婚式とかにお祝いメッセージを送るといったときに、例えば台紙やぬいぐるみとかも一緒につけて祝電のような形でメッセージと物を送ったりするパターンであるとか、あるいは請求書など通常の信書よりもセキュリティを高めて配達する、例えばジュラルミンケースに入れて配達するとか、そういったセキュリティを高めて配達するといった高付加価値、これが大体第3号事業者だと考えていただければと思います。

そういった意味で、特定信書便事業者のほうが参入しやすく、地元根差した形の事業者として申請が多いものと考えております。

それから質問にありましたクローズドかどうかの話になってくるのですが、もともと、先ほど言いましたように、特定信書便事業者はもともと貨物運送を営む事業者が多いです。実際に、もう既に顧客がついている場合が結構多い。そうしたときに、今まで貨物だけ扱ってしまものが、差出人から信書も扱ってほしいと要望があり、それで信書便事業を併せて行いたいとして申請してくるケースが結構あります。

一方で、自治体が差出人となるケースの場合は、入札の条件として信書便事業者であることを条件にする場合が結構あります。この場合はまさに競争原理が働いているわけですけれども、入札のときに自分たちが応札するために信書便事業者にならなければいけないとして申請してくるパターンが多いです。そういった意味で、競争原理もあるし、もともとの顧客から引き継いでいる部分もあるということです。

3つ目、検査の件ですが、検査につきまして、我々としては幾つかパターンを持っています。まず1つは、事業を始めた際に、最初に信書を引き受けてから翌年度の最初に、1年目うまく事業ができていないか、適切な事業ができていないか、まず立入検査を必ず行っております。それに加えて、数年に一度のペースになりますが、各事業者に対して立入検査も含めて検査をしております。そうした中で当然、いろいろ適切にやっているかどうかを検査するわけですが、その中でもしも不適確、実際にはちゃんとやっただけだけれども、もう少し改善すべきではないかと見られる場合は、そこは指摘し、それから数年後にまた検査をする形になります。

ここでもしも、例えば違法状態とか問題があれば、それを指摘して是正することが最初の前提としてあるわけですけれども、その是正に当たっては、当然また期限を区切って、いついつまでに検査をするからまたそれまでにちゃんと直しておいてください。そしてそれに対しての報告をを求めることをしております。しかし、それでも悪質な場合はあるかと思えます。そうした場合には、最初は文書指導等の行政指導にはなるかと思えますが、それでも改善しない場合には、許可の取消しといった不利益処分まで行くパターンはありますけれども、今のところは、そういったところまでたどり着いた例はございません。

以上でございます。

○谷川委員 どうもありがとうございました。大変よく理解できました。

○佐々木分科会長 ありがとうございます。では、よろしいでしょうか。

それでは、実積委員、お願いいたします。

○実積委員 中央大学、実積です。質問というか、今回の審査基準の中で、業務の遂行上適切な計画を有する者とは、資料の8ページとかの審査をされていると思っているの

ですけれども、この数字を見ると、例えばADLの場合は初年度が1か月で、翌年度から12か月だから数字が12倍とかになっていたりするので、計画だから仕方ないと思うし、これ以上書きようがないと思うのですけれども、サービス開始が例えば3月とか来年度になると、恐らくコロナの影響とかが出てきて十分に収入が得られないというか、計画どおり進まないケースがあると思うのですが、その辺りのマージンはどの程度見込んでこの計画はよしと判断されているのかを少しお伺いできればと思いました。

以上です。

○櫻井信書便事業課課長補佐 信書便事業課の櫻井と申します。マージンですけれども、前年度の決算の数値ですとかを見まして、ここの収支の見込み、大体これぐらいだろう、あるいは既存顧客の方に聞いて出しているところがございますので、どれぐらいの余裕があればいいかは見てはいませんが、先ほど寺村からも申し上げましたように、決算資料、決算書上で通常の決算がどうなっているのか。いずれも黒字になっているとか、あとは純資産がどれぐらいなのかなど事業を継続してできることは把握した上で審査しているものでございます。

○実積委員 分かりました。多分、信書便法第9条第1項第3号があるのは、信書便の送達を頼んだ顧客が、途中で事業者が倒産したりして自分の送ったものが無くなったら困るとか、そういう消費者を守るためにあるのだと思うので、コロナみたいなときにどうなのかは、多分送る側も心配かもしれないし、あるいは先ほど寺村信書便課長からあったように、途中で検査しておられると思うのですけれども、恐らく今後も含めて、どの程度であれば安心して預けられるのかを少し見ていただくのがいいのかなと思います。そこは感想です。

○櫻井信書便事業課課長補佐 ありがとうございます。

○佐々木分科会長 ありがとうございます。実積委員、よろしいでしょうか。

○実積委員 ありがとうございます。大丈夫です。

○佐々木分科会長 ありがとうございます。そのほか、御意見とかございますでしょうか。

ほかに御意見などございませんようでしたら、諮問第1223号及び第1224号につきましては、お手元の答申案のとおり答申したいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○佐々木分科会長 ありがとうございます。よろしいですね。ありがとうございます。チャットも確認いたしました。

それでは、よろしければ、これで本日の審議は終了しました。全体を通しまして、委員の皆様から何かございますでしょうか。大丈夫でしょうか。

事務局からは何かございますでしょうか。

○事務局(福田) 事務局です。審議会の開始時、佐々木分科会長から1名まだ入室していない旨、お伝えしたところですが、総務省の説明が開始される前に入室されておりましたので、御報告させていただきます。

また、次回の郵政行政分科会につきましては、別途御連絡を差し上げますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○佐々木分科会長 ありがとうございます。

それでは、以上で本日の会議を終了いたします。どうもありがとうございました。

閉 会